



JPX自主規制法人の年次報告 2024

JPX-R Annual Report 2024



目 次

はじめに

01

I 自主規制法人の概要

03

- ① 金融商品取引所の自主規制の意義 04
- ② 日本取引所自主規制法人の組織体制 05
- ③ 日本取引所自主規制法人の特色 06

II 市場を取り巻く環境変化及びそれに対する取組み

07

- ① 市場・社会環境の変化に即した上場審査の実施 08
- ② 特設注意市場銘柄制度の見直しや四半期開示の見直しへの対応 08
- ③ 市場における違反行為等への対応 09
- ④ 不公正取引の未然防止に向けた市場関係者への働きかけ 09

III 2023年度の業務の実施状況

11

- ① 上場審査 12
 - ① 上場審査業務の概要 12
 - ② 上場審査の実施状況 14
 - ③ 上場審査結果の状況 14
 - ④ 情報受付件数 15
- ② 上場管理 16
 - ① 上場管理業務の概要 16
 - ② 上場管理の実施状況 17
 - ③ 上場会社の適格性維持のための審査結果の状況 18
 - ④ 情報受付件数 18
 - ⑤ 上場会社における規則違反等の未然防止に向けた取組み 19
- ③ 考査 20
 - ① 考査業務の概要 20
 - ② 考査の実施状況 23
 - ③ 考査結果の状況 23
 - ④ 処分の実施状況 25
 - ⑤ 取引資格取得及び取引参加者の合併等に関する審査 26
 - ⑥ モニタリング実施状況 26
 - ⑦ 情報受付件数 27
 - ⑧ 考査員の考査スキル向上に向けた取組み 27
- ⑨ 取引参加者へのサポート活動強化に向けた取組み 27
- ④ 売買審査 28
 - ① 売買審査業務の概要 28
 - ② 売買審査の実施状況 30
 - ③ 売買審査結果の状況 31
 - ④ 情報受付件数 32
 - ⑤ マーケットの変化に即した売買審査体制の強化 32
 - ⑥ 海外自主規制機関等との連携強化等の取組み 32
- ⑤ 上場会社・取引参加者等へのコンプライアンス支援活動等 33
 - ① コンプライアンス研修センター「COMLEC」等について 33
 - ② COMLEC等の活動状況 33
 - ③ 上場会社・取引参加者等からの相談受付 38
 - ④ J-IRISSの登録推進活動 38
- ⑥ 銘柄一覧 39
 - ① 新規上場等銘柄 39
 - ② 上場廃止等銘柄及び措置を行った銘柄 43

法人概要

45

はじめに

日本取引所自主規制法人は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引所の自主規制業務を専門に行うため、日本取引所グループに設置されている法人です。

当法人の属する日本取引所グループは、わが国の最も中心的な金融商品市場として国内外における資産運用及び資金調達を行う場としての重要な社会インフラ機能を果たしています。その中で当法人の使命は、取引所がその機能を十全に発揮するための的確な自主規制を実行し、これにより、市場の公正性、透明性に加え、市場に対する信頼性の確保・向上を図ることです。

そのためには、市場運営会社である東京証券取引所・大阪取引所との日常的な連携が不可欠です。しかしその反面、株式会社である取引所の営利性と自主規制機能の間に利益相反が生じることが懸念されるため、当法人は、取引所の他の業務から独立して業務遂行する組織として、両取引所からの高い独立性が法律上求められている特殊な立場にもあります。

2007年の当法人設立以来この方、このような使命、並びに自主規制機関としての独立性の維持を常に念頭に置き運営を続けております。一方で、市場を取り巻く環境は日々変化しておりますので、東京証券取引所・大阪取引所はもちろん、行政当局や国内外の関連機関とも緊密な連携を図り、環境変化にも的確に対応していくことで、市場の利用者の方々から信頼されるより良い自主規制業務の遂行を目指してまいります。

このような中、2023年度におきましては、特設注意市場銘柄制度及び四半期開示の見直しに対して、上場管理業務を的確かつ着実に行えるものとなるよう運用体制の整備などを行ったほか、上場審査に関しては、IPO日程の柔軟化に対応する制度・運用整備を行いました。

また、全国の証券取引所と共同で、第5回全国上場会社インサイダー取引管理アンケートを実施したほか、取引参加者への働きかけとして、対面型の取引参加者セミナーやCOM-LEC売買審査カレッジの開催などに注力しました。

本冊子を通じて、市場関係者の皆さまにおいて当法人の自主規制業務についての理解が一層深まり、健全な取引所市場の構築に向けての一助になれば幸甚に存じます。

2024年6月
日本取引所自主規制法人 理事長
細溝 清史



I 自主規制法人の概要



1 金融商品取引所の自主規制の意義

金融商品取引所の使命は、効率的で使い勝手が良く、公正で信頼される市場を構築することによって高い流動性を提供し、高度な価格発見機能を通じて、市場メカニズムに基づく効率的な資金配分を実現することにあります。この使命を果たすためには、個人投資家を含む幅広い投資者の多様な投資判断に基づく需給が統合されるよう、投資者が安心して取引できる市場を提供していくことが必要です。したがって、市場に最も近い市場開設者自身が適切な規制・制度を整備し、上場会社の適格性の維持、市場における不公正取引の防止及び取引参加者の健全性の維持に向けた適切な自主規制機能を発揮することにより、市場の公正性・透明性・信頼性を確保することが極めて重要になります。

また、近年我が国経済の活性化のための構造改革が進められ、直接金融の役割を重視した金融システムへの転換の要請がますます高まる中にあっては、市場機能を中心とする金融システムの構築に向けて、市場監視の機能・体制の強化が求められています。そのためには、行政当局による規制と取引所等による自主規制とがそれぞれの長所を活かして相互に補完しながら、全体として実効性が高くかつ効率的に調和の取れた体制を構築していく必要があります。

このように、金融商品取引所にとって自主規制機能は、市場の公正性・透明性・信頼性を担保する、いわば取引所の公共的性格を具現化したものであり、市場運営に従事する市場開設者としての機能の根幹に位置付けられるものです。日本取引所グループは、このような認識の下に、自主規制業務を遂行しています。



2 日本取引所自主規制法人の組織体制

自主規制業務を適切に遂行するためには、公益や投資者保護を主眼に置いた高い次元の自律性と、公正・中立な立場に立って管理運営する組織体制が必要不可欠です。また同時に自主規制業務の遂行にあたっては、市場で起きる様々な事象に対して、迅速かつ的確に対処することが必要とされるとともに、市場の機能や特性を熟知した高い専門性も求められます。そのため、歴史的に自主規制業務は取引所自身が担ってきたところです。他方、取引のボーダーレス化や国際的な市場間競争が進展するにつれて、取引所組織として環境変化に柔軟に対応し、より強力に効率性、利便性の向上を推進していくことが益々重要となり、取引所の株式会社化が一般化しました。当グループの東京証券取引所、大阪取引所も上場会社である株式会社日本取引所グループの傘下で運営されています。

こうした中で、自主規制の中立性・実効性と取引所の事業戦略性・収益性の確保という二つの要求に同時に応える方法として、日本取引所グループは、取引所の同一グループ内において別法人として、自主規制業務を専門に行う自主規制法人を設置する組織体制を選択しました。つまり、市場に近い立場にいて高い専門性を発揮し、かつ、取引所からは独立して中立的な立場から実効性の高い業務執行を実現するねらいです。加えて、当法人の業務遂行における最上位の意思決定機関である理事会は過半が外部理事により構成され、意思決定においても独立したガバナンス体制が機能しています。

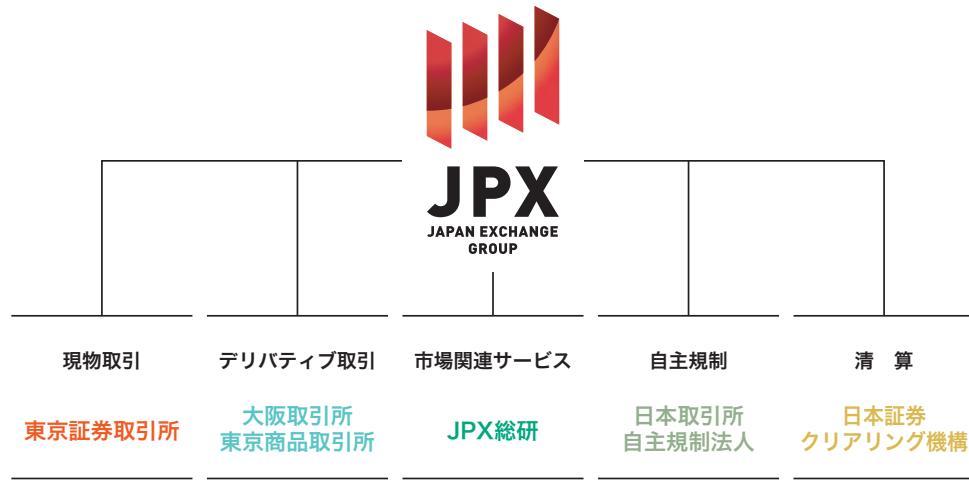
具体的な当法人の業務遂行については、取引所と連携して常に必要な情報を共有しますが、当法人が独立して中立的な審査を行い、取引所の名前で行う承認又は処分その他の措置等は、その審査結果に基づき行われます。

海外に目を向けると、自主規制業務の組織体制は、それぞれの市場の発展の歴史や法体系、慣行により、様々な形態があり、各国や地域それぞれが固有の組織体制を構築しているといえます。

当法人の組織と業務執行体制は、世界的に見てもユニークな組織形態ですが、市場運営の効率性・利便性の要請と資本市場の公正性・信頼性を確保する要請を、高い専門性を維持しつつ両方を同時に実現するための優れた形態であると考えられます。

当法人としては、今後も市場の公正を確保し投資者の皆様に信頼していただけるよう、市場環境や法体系に即して、引き続き実効性の高い自主規制業務を遂行していきたいと考えています。

■ グループの構成



(注) 当法人は、金融商品取引法に基づく会員組織の法人として設立され、現在、東京証券取引所及び大阪取引所から委託を受け、自主規制業務を行っております。

3 日本取引所自主規制法人の特色

当法人の組織や業務の特色についてご紹介します。

1 市場の公正性・透明性と信頼性の確保

当法人は、取引所取引の公正性や投資者の保護等を図るための、いわば市場の品質を管理する役割を担っています。

具体的には、上場を希望する会社の適格性を審査する「上場審査」、上場会社の情報開示や企業行動をチェックする「上場管理」、証券会社など取引参加者の業務の信頼性を確保するための「考查」、市場での不公正な取引を監視する「売買審査」を行っています。これらの自主規制に係る業務を通じて、市場の公正性・透明性、並びに信頼を守っています。

2 中立性・実効性を確保した組織体制

自主規制業務は、市場に近い位置で高い専門性を発揮すると同時に、市場運営会社から一定の独立性をもつて中立的な立場で行われる必要があります。このため、当法人は日本取引所グループ内にあるものの、市場運営会社としての取引所とは別法人となっています。

3 市場関係者との対話を重視

市場を取り巻く環境は常にめまぐるしく変化しています。絶えず新しい商品や取引手法が生まれ、新しい課題が出現しています。市場の動向に柔軟に対応した自主規制業務を行うため、当法人では、常に市場関係者の方々の声に耳を傾け、対話を大切にし、日々の業務に取り組んでいます。

4 不公正取引等の未然防止に向けた支援体制の整備

当法人は市場にとり望ましくない行為を未然に防ぐ活動にも取り組んでいます。コンプライアンスに関するセミナーの開催、講師の派遣、事例集の発行など、広く市場に参加される皆さまの理解の促進を支援しています。

詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.jpx.co.jp/regulation/outline/about/index.html>



II 市場を取り巻く環境変化及び
それに対する取組み



本章では、取引所市場の環境変化を踏まえ、現状認識や環境変化への取組みについてご紹介します。

1 市場・社会環境の変化に即した上場審査の実施

2022年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において4本柱の一つとしてスタートアップへの投資が掲げられて以降、2023年度においても、スタートアップの資金調達環境の改善のためIPOにおける公開価格の設定プロセスの見直しが行われるなど、政府及び証券業界においてスタートアップの育成に向けて様々な施策が進められています。また、東京証券取引所においても多様化した投資ニーズに応えるためにアクティブETFの上場制度が整備されるなど、上場審査に関連する様々な取組みが行われています。

当法人では、このような市場・社会環境の変化に即した適切な上場審査の実施に向けて、上場制度を所管する東京証券取引所との間で緊密に連携しつつ、必要な対応を行っております。2023年度においては、公開価格の設定プロセスの見直しに伴い、IPO日程の柔軟化に対応する制度・運用整備を行ったほか、多様化するバイオベンチャーのビジネスモデルに対応するため、新規上場ガイドブックを改訂し、審査の運用取扱いについて明確化を行いました。また、アクティブETFの導入に当たっては、上場商品の品質確保のため、資産運用の健全性確保の観点を中心に上場審査等に関するガイドラインの改正を行い、当該商品の上場審査に関する運用取扱いを整理しています。

このような取組みが有効に機能するためにはIPO関係者との連携も重要となります。昨今の新規上場会社数の増加に伴い、主幹事証券会社や監査法人の裾野の広がりが見られることから、より多くのIPO関係者との勉強会・意見交換会を積極的に実施しております。

今後も、関連部門及びIPO関係者等との緊密な連携を図りつつ、市場・社会環境の変化に即した適切な上場審査の実現に向けた取組みを行ってまいります。

2 特設注意市場銘柄制度の見直しや四半期開示の見直しへの対応

当法人は、特設注意市場銘柄制度の見直しと、四半期開示の見直しに対して、上場管理業務を的確・着実に行えるものとなるよう運用体制の整備などの対応を行いました。それぞれの制度改正の概要と対応状況は、以下のとおりです。

特設注意市場銘柄制度については、重大な上場規則違反を行った会社に対して、内部管理体制等の早期改善を求める制度として2007年に導入された制度です。近年、特設注意市場銘柄に指定されてから1年経過後の審査時点が到来したにもかかわらず、体制整備すら未了のまま指定を継続する事例や、事業の継続性・収益性等の問題が生じているため、一旦整備された内部管理体制等が今後も適切に維持・運用されるかどうかについて、継続的な確認が必要と考えられる事例が発生していました。こうした状況も踏まえ、当法人では、東京証券取引所との間で、制度の見直しや改善などについての提案を行い、協議を行ってきました。こうした協議の結果、改正後の新制度では、指定された上場会社に対して早期の体制整備を求めるとともに、その定着を図ることで、改善の実効性を高めていく観点から、①解除要件の明確化（「内部管理体制等に問題があると認められない場合」に解除していたものを、適切に整備・運用されていると認められる場合のみに解除するよう変更）、②整備期間の厳格化（最長1年半としていた整備期間を1年に厳格化し、この期間で体制整備がされない場合は上場廃止）、③経過観察期間の新設（事業の継続性・収益性に懸念のある銘柄や、上場維持基準に適合していない銘柄については、改善後も最長3事業年度、内部管理体制の整備・運用状況を継続確認）、④解除後の改善状況報告制度の新設（解除から5年間、内部管理体制の整備及び運用の状況

等を記載した報告書の提出を求めることが可能に）といった見直しが行われました。加えて、特設注意市場銘柄については、市場区分として独立したものではないこと、また、今回の見直しにより、上場会社が現に所属している市場区分に応じた内部管理体制の確認を行うことにしたことを踏まえ、投資者の分かりやすさの観点から、制度の呼称も「特別注意銘柄」へと見直しすることとしました。

次に、四半期開示の見直しについて、東京証券取引所は、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告において示された四半期開示の「一本化」の方向性に沿った実務の実現に向けて「四半期開示の見直しに関する実務検討会」を2023年に設置しました。同検討会での議論・検討の進捗に合わせて、当法人と東京証券取引所との間で協議した結果、①四半期決算短信（1Q・3Q）のレビュー義務付け要件の明確化、②取引所によるエンフォースメント強化（上場会社に対して、正確な報告に向けて必要な調査及び調査結果の報告等を求められるよう上場規則で明示、取引所が公認会計士等へのヒアリングを求める場合の上場会社に対する協力義務の対象を上場廃止審査から、上場管理上の措置審査全般に拡大）を行うこととしています。

この他、当法人では、上場維持基準に関する経過措置が廃止されることになったことに伴い、上場維持を図るための不正リスクへの対応として、上場会社向けセミナーの開催などの情報発信の強化に努めました（後述「上場会社における規則違反等の未然防止に向けた取組み」参照）。また、上場会社に対しても、内部管理体制等に関して懸念が有される場合には、直接の訪問やオンライン面談、書面による照会などを通じて、上場規則違反等の未然防止や内部管理体制等の早期改善を促す取組みを積極的に行いました。

3 市場における違反行為等への対応

2023年度は、大手ネット系取引参加者における、IPO銘柄に係る作為的相場形成取引の受託による処分事案（2024年3月15日、東京証券取引所：過怠金1億円、大阪取引所：戒告）が認められました。

考查においては、システムリスク管理態勢、不公正取引の防止に係る売買管理態勢、高速取引行為等を含む注文管理態勢の整備状況における不備が多く認められたほか、一部の取引参加者においては、事業環境の変化に伴い経営権が譲渡され、ビジネスモデルを大きく変更する事例が認められており、こうした先に対しては継続的なモニタリング等を行ってきましたが、業務執行体制の整備に課題を残す事案も散見されています。

また、2023年度は、証券取引等監視委員会と連携のうえ、アフターコロナにおいて4年ぶりとなる対面型の取引参加者セミナーを開催しました。同セミナーでは、2022年度に大手取引参加者においてブロックオファー取引に係る相場操縦事案が発生したことを踏まえ、取引参加者各社における各種ファイナンスイベント等に係る売買審査状況を横断的に調査し、その結果を紹介しました。

4 不公正取引の未然防止に向けた市場関係者への働きかけ

当法人は全国の証券取引所と共同で上場会社におけるインサイダー取引の未然防止体制の整備状況を把握するとともに、各社の社内体制のセルフチェックを行う機会を提供することでインサイダー取引に関する法令順守意識の向上を促すことを目的として、全国の上場会社を対象としたインサイダー取引管理に関するアンケート（第5回）を実施しました。

当該アンケートでは、上場会社におけるインサイダー取引管理の趨勢を継続的に把握するとともに、2015年にいわゆる「知る前契約・計画」が導入されてから一定期間が経過したことを受け、改めて上場会

社における役職員による自社株売買機会の確保のための取組状況を確認し、加えて2014年に導入された「情報伝達・取引推奨行為に対するインサイダー取引規制」への対応状況について確認しています。

アンケートへの回答を集計した結果、全般的にはインサイダー取引防止に係る社内規程の整備や運用の改善等を行った会社が前回よりも増加するなど未然防止体制の整備状況等において一定の進捗が認められました。特に、情報伝達・取引推奨規制への対応については、情報伝達・取引推奨のいずれも禁止されることを社内規程で明示した会社が前回よりも大幅に増加しました。その一方で、役職員による自社株売買機会の確保につながる「知る前契約・計画」制度に関しては、制度開始後8年が経過した現在において多くの会社が当該制度を利用していない状況が見られました。

調査報告書については(株)日本取引所グループのウェブサイトで公表しています。

(URL : <https://www.jpx.co.jp/regulation/public/index.html>)

当法人としては、今回の結果を踏まえ、引き続き全国の証券取引所と連携してインサイダー取引の未然防止体制の整備を上場会社に働きかけるとともに、「知る前契約・計画」制度についてより一層の普及に係る取組みを行ってまいります。

また、当法人は2019年度より証券業界全体の不公正取引の未然防止能力の向上を支援することを目的に「COMLEC売買審査カレッジ」を開講し、取引参加者各社の売買管理部門の人材育成のサポートをしております。2023年度はオンライン形式の初級者向けのプログラムに加えて、参加者同士のディスカッションを通じた売買審査への理解の深化及び取引参加者同士の関係性の向上を目的として、対面形式の中級プログラムを新規に開設しました。

今後は初級・中級プログラムについて参加者のニーズに応じて提供内容や実施形式等のブラッシュアップを図りながら継続して開催するとともに、初心者向けの定型的な内容について新規に動画コンテンツを作成、公表するなど、受講者の利便性や内容の統一性を高める取組みをしてまいります。

III

2023年度の業務の実施状況



本章では、2023年度における自主規制業務（上場審査、上場管理、考查、売買審査等）の実施状況をご紹介します。

1 上場審査

1 上場審査業務の概要

東京証券取引所に上場を申請するまでに、上場を希望する会社は収益基盤の確立・強化や社内管理体制の整備などを行います。この過程においては、上場申請書類である上場適格性調査に関する報告書を作成する主幹事証券会社や、財務諸表等の監査を行う公認会計士（監査法人）の指導・指摘を受けながら進めていくこととなります。

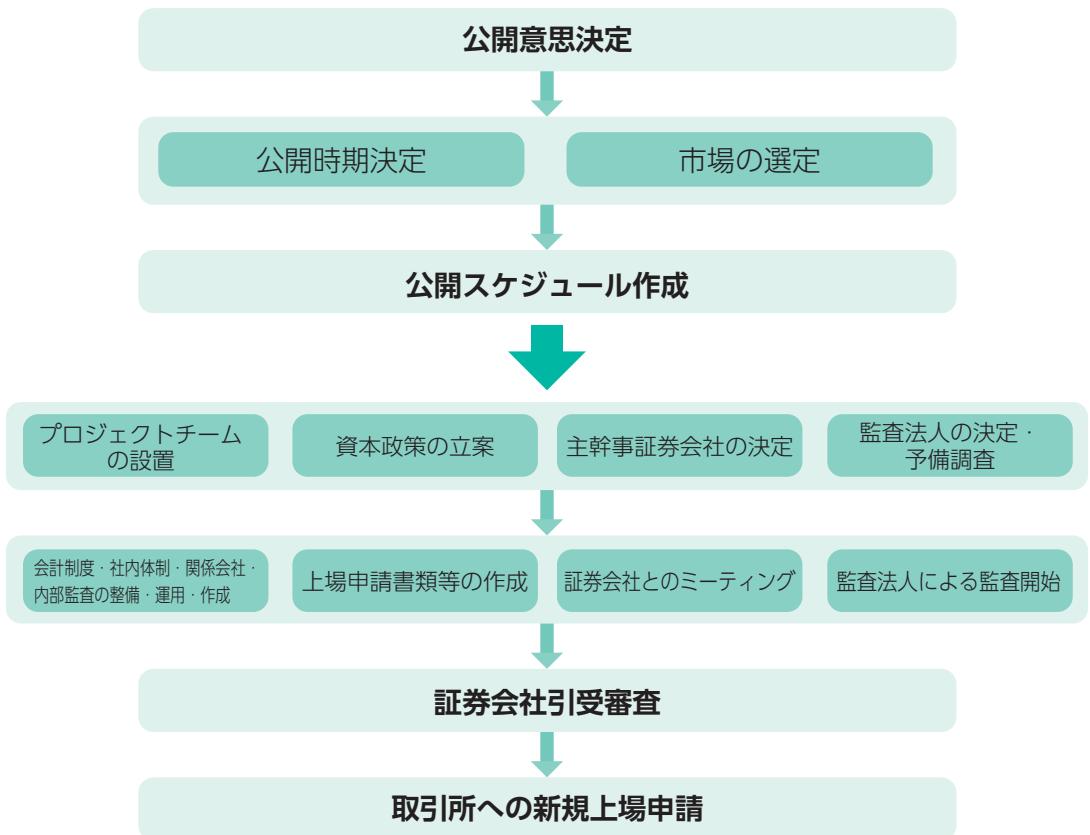
主幹事証券会社は、公開引受部などのコンサルティング部門が資本政策や社内体制整備のアドバイスを行います。一通り準備が整ったら、コンサルティング部門とは別の審査部門が客観的な立場で審査を行います。

審査部門は、上場適格性調査に関する報告書作成のための審査や、上場に当たっての公募・売出し等を引受けけるための会社内容の審査（引受審査）などを行います。この審査をパスしなければ、原則として、上場申請することができません。

監査法人は、財務諸表等について監査意見を表明するとともに、申請希望会社の会計処理及び内部管理体制

■ 参考：上場準備から上場申請までの一般的な流れ

◆上場準備～上場申請



制などの改善すべき点の指摘も行います。監査法人からの指摘を踏まえて改善を行い、2決算期分の財務諸表について監査で「適正」意見をもらう見込みがなければ、原則として、上場申請することができません。

以上のように、上場申請準備段階で、主幹事証券会社及び監査法人によるチェックを受け、上場申請準備が整ったところで、東京証券取引所へ上場申請を行います。

東京証券取引所への上場申請が行われた後は、当法人が上場会社としての適格性に関し、投資者保護の観点から、東京証券取引所の定める上場審査基準に基づき審査を行います。上場審査基準には、形式基準と実質基準があり、形式基準では上場までに充足しなければならない形式要件を定めており、実質基準では上場会社として必要な実質要件を規定しています。

【形式基準のポイント】

- ・円滑な流通と公正な価格形成を確保するための要件（株主数、流通株式数等）
- ・企業の継続性、財政状態、収益力等の面からの上場適格性を保持するための要件（事業継続年数、利益の額等）
- ・適正な企業内容を開示するための要件（有価証券報告書等に虚偽記載がないこと等）
- ・その他（株式事務代行機関の設置等）

【実質基準のポイント】

- ・企業の継続性及び収益性
- ・企業経営の健全性
- ・企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性
- ・企業内容等の開示の適正性
- ・その他公益又は投資者保護の観点から必要と認められる事項

これらの基準への適合状況を確認するため、申請書類の確認、申請会社へのヒアリング、工場や事業所等の実地調査、会計監査人である公認会計士へのヒアリング、社長・監査役及び独立役員との面談等を実施しています。

審査の対象は、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場及びTOKYO PRO Marketへの株券等の新規上場のほか、ETF・ETN、不動産投資信託証券（REIT）・インフラファンド、ベンチャーファンド、TOKYO PRO-BOND Market、優先株等の新規上場、グロース市場からプライム市場への移行等の市場区分の変更、テクニカル上場（既上場会社の合併や株式移転等により設立された会社の上場）の規定の適用を受ける上場等です。

詳細は、ホームページをご覧ください

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/eligibility/index.html>

2 上場審査の実施状況

2023年度においては、163銘柄（注）の株券の審査を実施しました。

(申請日ベース、銘柄)

項目	2023年度	前年度比
上場審査	163	▲21

(注) 当該銘柄数は、プライム市場、スタンダード市場、グロース市場、TOKYO PRO Marketへの株券の新規上場申請（テクニカル上場申請を含む。）、グロース市場からプライム市場への移行等の市場区分の変更審査の申請数の合計を記載

3 上場審査結果の状況

2023年度において、当法人の行った新規上場等に係る審査の結果、新規上場等が行われた銘柄数は下表のとおりです。

新規上場等銘柄数

新規上場		(銘柄)	上場市場区分の変更	(銘柄)
株券	145 (7)		グロース市場からプライム市場	9
プライム市場	8 (6)		スタンダード市場からプライム市場	3
スタンダード市場	23 (0)			
グロース市場	74 (1)			
TOKYO PRO Market	40 (0)			
債券等	0			
ETF・ETN	51			
REIT・インフラファンド	0			
優先株等	1			
TOKYO PRO-BOND Market	10			
有価証券オプション	0			

(注) 1. 記載対象は、2023年度内に、新規上場等が行われた銘柄
 2. ()内の数字は、新規上場銘柄のうちテクニカル上場が行われた銘柄
 3. 各項目の個別銘柄名は、P39「Ⅲ. ⑥銘柄一覧・①新規上場銘柄」参照

2023年度の株券の新規上場銘柄数は、グロース市場・TOKYO PRO Marketが引き続き高水準を維持しており、前年度から増加しております。このような中、当法人では新規公開に係る業界関係者全体のレベルアップを目的として、関係諸機関との連携強化等を継続して行っています。具体的には、幹事取引参加者や監査法人との間では、上場審査の中で確認された要注意事例や上場後の不祥事事例などを題材とした意見交換会を実施しているほか、反社会的勢力と関係がある会社の上場を排除するための警視庁等との情報交換、国内の他の金融商品取引所との情報交換等を行っています。また、審査レベルの維持・向上を図ると同時に、環境変化に的確に対応すべく、新規上場ガイドブックの改訂や審査マニュアルの充実等も実施しました。

4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、新規上場申請者の上場適格性に
関し、私どもの活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

区分	件 数	前年度比
新規上場申請等に係る情報提供	112	▲ 9
その他	2	▲ 2
合 計	114	▲11

2 上場管理

1 上場管理業務の概要

金融商品は取引所金融商品市場に上場することで、日々の売買を通じて広く一般投資者に保有されることとなります。また、取引所金融商品市場において形成された価格は、上場金融商品の公正価値として広く関係者に利用されています。当法人は投資者保護並びに取引所金融商品市場の公正性及び信頼性確保の観点から、上場会社等による会社情報の適時開示や企業行動などについて、以下の観点から審査を行い、審査結果を東京証券取引所に通知しています。

a 会社情報の適時開示に係る審査

上場会社等による投資者への適時適切な会社情報の開示が、健全な取引所金融商品市場の根幹をなすものであるとの認識の下、当法人では、その適正性を確保するための審査を行っています。

【適時開示に係る審査のポイント】

- ・開示の時期が適切か否か
- ・開示された情報の内容が虚偽でないかどうか
- ・開示された情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないかどうか
- ・開示された情報が投資判断上誤解を生じさせるものでないかどうか
- ・その他開示の適正性に欠けていないかどうか

b 企業行動に係る審査

上場会社等には、取引所金融商品市場を構成する一員としての自覚を持ち、投資者の保護及び市場機能の健全な発揮に配慮し、適切な企業行動をとることが求められています。当法人では、有価証券上場規程に定める企業行動規範の「遵守すべき事項」について、その違反の有無に関する審査を行っています。

c 上場会社等に対する措置

上記の審査において有価証券上場規程への違反等が認められた場合、投資者保護並びに取引所金融商品市場の公正性及び健全性を確保するため、必要に応じて、特設注意市場銘柄（2024年1月15日付の有価証券上場規程の改正により「特別注意銘柄」に名称を変更。以下同じ。）への指定又は改善報告書の徴求、及び公表措置又は上場契約違約金の徴求の措置の実施（単独又は複数）を決定します。

d 上場廃止等に係る審査

金融商品の取引所金融商品市場への上場の維持には、投資者の保護並びに取引所金融商品市場の公正性及び健全性を確保する観点から定められた基準（上場廃止基準（※））を継続的に充たすことが求められています。当法人では、有価証券上場規程に定める上場廃止基準に抵触していないかどうかに関する審査を行っています。

（※）上場会社は、株主数・流通株式・売買代金・純資産の額など、上場維持基準に適合した状態を継続的に維持することが求められて

おり、上場維持基準への不適合は、上場廃止基準の一つです。上場維持基準に適合していない場合において、適合しない状態となつた時から原則として1年内に上場維持基準に適合しなかったときは、上場廃止となります。この他、有価証券報告書等の提出遅延等の上場廃止基準が存在します。

詳細は、ホームページをご覧ください。

- ・上場会社の適格性の維持

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/compliance/index.html>

当法人は資本市場全体の質的向上の実現を目指し、以下の3つのプリンシップを公表しています。

- ・「上場会社における不祥事予防のプリンシップ」について

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/preventive-principles/index.html>

- ・「上場会社における不祥事対応のプリンシップ」について

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/principle/index.html>

- ・「エクイティ・ファイナンスのプリンシップ」について

<https://www.jpx.co.jp/regulation/listing/equity-finance/index.html>

2 上場管理の実施状況

2023年度において、当法人の行った会社情報の適時開示、企業行動、上場廃止等に係る審査の状況は下表のとおりです。

(審査終了ベース、件)

項目	2023年度	前年度比
1. 会社情報の適時開示に係る審査（注1）	332	+12
2. 企業行動規範に係る審査（注2）	308	+5
3. 上場廃止に係る審査		
形式基準（上場維持基準への不適合）に係る審査（注3）	0	±0
形式基準（上場維持基準への不適合を除く）に係る審査（注4）	104	+18
実質基準に係る審査（注5）	3	+1
実質的存続性に係る審査（注6）	59	▲15

- (注) 1. 不適正な情報開示に係る審査件数
 2. 企業行動規範における「遵守すべき事項」の遵守状況に係る審査件数
 3. 株主数や流通株式時価総額などの上場維持基準に適合しない状態となった時から一定期間が経過した時点で行う上場廃止に係る審査の件数
 4. 株式等売渡請求による取得や株式併合などの、上場維持基準への不適合を除く形式的な上場廃止基準への抵触による上場廃止に係る審査件数
 5. 虚偽記載や上場契約違反などの実質判断を要する上場廃止基準への抵触による上場廃止に係る審査件数
 6. 上場会社が合併等を行う際の実質的存続性に係る審査件数

3 上場会社の適格性維持のための審査結果の状況

当法人による審査の結果、上場廃止等その他の措置が行われた銘柄数は、下表のとおりです。

2023年度に上場廃止となった株券は72銘柄で、その多くは上場会社による事業再編を背景とした完全子会社化、売渡請求等及び合併による上場廃止（69銘柄）でした。なお、実質的な審査に伴う上場廃止は3銘柄でした。

| 上場廃止等銘柄数

	(銘柄)
上場廃止	
株券	72
プライム市場	26
スタンダード市場	34
グロース市場	12
有価証券オプション	2
債券等	2
ETF・ETN	13
REIT	2
インフラファンド	0
TOKYO PRO-BOND Market	10
実質的存続性の喪失	0

| 措置を行った銘柄数

	(銘柄)
特設注意市場銘柄の指定	3
改善報告書の徴求	5
公表措置	6
上場契約違約金の徴求	4

- (注) 1. 記載対象は、2023年度内に上場廃止等が行われた銘柄のうち、当法人において上場廃止等の審査を行ったもの
2. 各項目の個別銘柄名は、P43「**III. ⑥ 銘柄一覧・②上場廃止等銘柄及び措置を行った銘柄**」参照

4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、不適正な情報開示をはじめ、上場会社による上場規則の違反等に関し、幅広く私どもの活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

提供される情報の有用性及び会計監査人との連携強化の必要性の観点を踏まえ、2023年度は、日本公認会計士協会との間で、情報提供窓口の相互連携や、懸案情報の相互活用の仕組みを導入しました。また、これに併せて、当法人における迅速かつ実効的な対応を可能とするための情報提供窓口のフォーム改修を行いました。

提供された情報は前年度比で76件増加し、当法人における追加の調査・検討を経て、上場会社における問題の未然防止・早期是正に活用いたしました。

(件)

区分	件 数	前年度比
上場会社に係る情報提供	76	+6
	69	+42
その他	35	+28
合 計	180	+76

5 上場会社における規則違反等の未然防止に向けた取組み

当法人は、会社情報の適時開示や企業行動に関する不適切な行為の発生を未然に防ぐ活動を重要な業務と位置付け、会社情報の適時開示に先立って行われる事前相談において問題点等を指摘するなどして個別に必要な改善を求めており、内部管理体制等に懸念のある上場会社との日常的な意見交換や関係諸機関との情報連携に加え、刊行物の発刊や上場会社向けセミナーの開催などの情報発信にも積極的に取り組んでいます。

こうした取組みのうち、2023年度においては、専門誌にて近年の実効性確保措置の傾向や事案分析に関する寄稿の連載を行うなど、不正リスクに関する周知活動を実施しました。また、上場会社各社の不祥事予防の取組みを推進する立場の役職員等を対象とした不祥事予防啓発動画制作を開始し、計5本の動画配信を実施しました。具体的には、コーポレート・ガバナンスや内部統制に関連する各種テーマの第一人者を講師としてお招きし、「上場会社に対する上場管理の実際」、「開示規制違反事例から考えるコーポレート・ガバナンス」、「グループ・ガバナンスの実効性向上のために経営陣・本社部門に期待される役割」、「内部通報制度を通じたコンプライアンスの実現」、「コーポレート・ガバナンスにおける内部監査の実効性向上」と題する動画配信（※）を実施しました。更に、「不祥事防止・企業価値向上に資するコンプライアンス経営」と題する大規模ライブセミナー（2024年2月15日開催）において、企業の情報開示、会計、監査、コーポレート・ガバナンスに関する政策立案を長年にわたり担当してきた行政官や、危機管理の現場対応や社外役員としての経験を豊富に持つ弁護士を講師としてお招きし、主に、上場会社の経営者や管理部門の担当役員、社外取締役・監査役の方々に向けて、資本市場の公正性・透明性の重要性、近時の課題や、真のコンプライアンスを実現するための上場会社経営者の姿勢・あり方についてご講演いただきました。セミナーの内容は、開催当日のライブ配信後に、録画配信（※）を行うなどして、多くの上場会社の皆様にご視聴いただきました。

（※）各種セミナーについてはJPXウェブサイト「セミナー・イベント」内の「上場会社セミナー」から視聴可能です。
(URL : <https://www.jpx.co.jp/regulation/seminar/01.html>)

3 考査

1 考査業務の概要

投資者が取引所市場において上場有価証券等の売買を行うためには、取引参加者を介して取引所市場に発注を行う必要があります。取引参加者は、取引所市場へのアクセスにおいて市場のゲートキーパーの役割を担っており、取引所として取引参加者の業務の適切性を確保することが重要となります。

当法人では、マーケットに密接した自主規制機関としての特質を最大限に發揮し、以下の4項目を基本方針として取引参加者への考査（検査）を行っています。

a 取引所グループとしての専門性を發揮した考査の実施

当法人は、市場の公正性と信頼性の確保のために、マーケットに密接した自主規制機関として、国際的な規制の動向等市場を取り巻く環境や諸課題を的確に把握しつつ、取引所の市場運営部門及びシステム部門並びに清算機関と連携し、専門性の高い考査を実施しています。

b 取引参加者の業務及び財産に係るモニタリング

金融庁・証券取引等監視委員会とも緊密に連携し、取引参加者に係る各種情報（取引所市場での売買状況、取引参加者から提出される各種届出書・報告書、開示情報、過去の考査結果、他機関の検査結果、清算に関する情報等）の収集・分析のほか、以下を柱としたモニタリングを行っています。

●各種発生事案等の迅速な実態把握の実施

取引参加者に係る各種情報を契機に、内部管理態勢上の状況把握を行う必要があると判断した場合、各種発生事案の実態、発生原因及び改善計画等について、取引参加者へ確認を行い迅速に把握しています。

●定期的なコミュニケーションの実施

検査担当責任者等の方々との定期的なコミュニケーションを通じて、取引参加者から提出される各種届出書・報告書等からは把握できないような各社の課題や内部管理態勢等について、実態を把握しています。

●ターゲットを絞ったモニタリングの実施

複数の取引参加者において同様の不備の存在が懸念される場合や、法令等改正・取引所システム更改への対応状況等について確認する必要があると判断した場合、アンケートやヒアリング、社内点検の実施要請等により、「特定の項目」や「特定のテーマ」にターゲットを絞り、横断的に実態を把握しています。

また、これまで経営体制・財務内容に確認を要する先を中心にモニタリングを実施し、必要に応じて継続的なヒアリング等を行ってきましたが、2023年度より、内部管理態勢に係る懸念点等の確認についても同様にモニタリングの手法を積極的に活用しています。

c リスクベースアプローチに基づく考査の強化

考査やモニタリングの結果を踏まえて各取引参加者のリスク評価を行い、リスクベースアプローチの強化を図っています。また、実効的かつ効率的な取引参加者管理の実現のため、考査とモニタリングの全体最適を図っています。

●リスクに基づく考查先の選定

リスク評価結果に基づき、リスクが高いと認められた取引参加者を優先的に考查先に選定しています。また、より深度ある確認を迅速に行う必要性があると判断した場合、前回考查からの経過日数等にかかわらず、特定の項目に焦点を当てた機動的な考查を実施しています。

●リスクの軽重等に応じた柔軟な考查の実施

リスク評価結果や考查先の業態・個別の状況を踏まえ、考查において焦点を当てるべき項目・テーマを選定しています。また、リスクの軽重等に応じて、柔軟に考查日数・人数を決定するなど、めりはりのある考查を実施しています。

d 取引参加者による内部管理態勢の強化に向けた対応

考查においては、法令等に違反する行為や市場の運営に鑑みて不適当な業務の状況が認められた場合は正・フォローアップはもとより、不備とは認められなくても、将来的にリスクとして顕在化し得ると捉えた事項については、経営陣も含めた双方向の対話による問題意識の共有を行うなど、取引参加者における自律的な内部管理態勢の整備を促進しています。

当法人が実施している考查の種類は、下表のとおり「一般考查」、「フォローアップ考查」、「特別考查」の3つの形態があり、考查の方法としては、「実地考查」、「書類考查」があります。

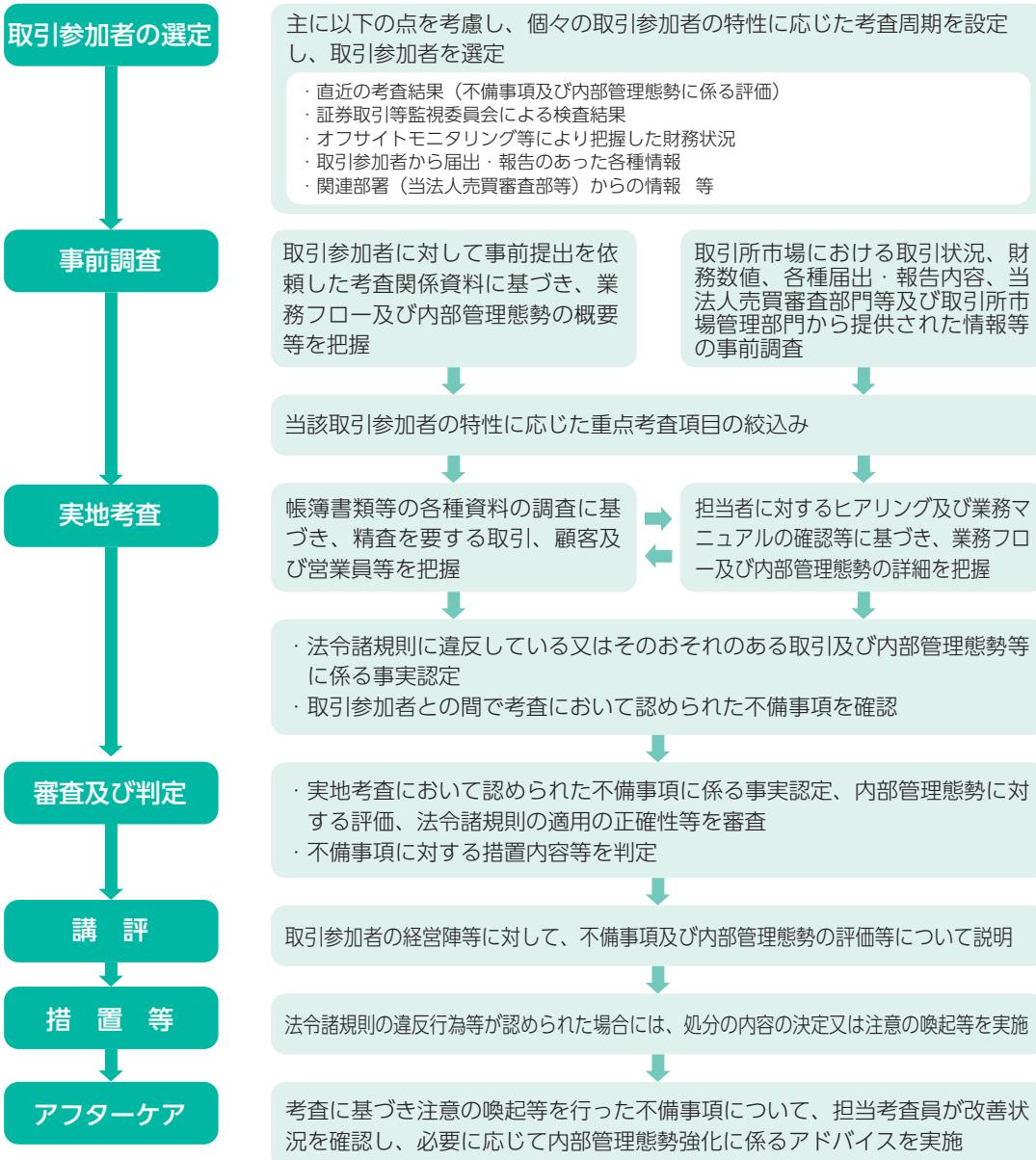
| 考査の種類

	特　徴
一般考查	過去の考查結果や証券取引等監視委員会の検査結果等の内容に加え、前回考查からの経過日数等を勘案し、考查の必要性が高いと認められる取引参加者から順次実施する検査です。
合同検査	日本証券業協会と当法人が同時に臨店して一体的に行う検査です。
共同検査	各地取引所と連携して行う検査です。
フォローアップ考查	考查終了後、必要に応じて1年程度以内に改善状況の確認を行う検査です。
特別考查	各種情報に基づき特定の事項にスポットを当てて行う検査です。

| 考査の方法

	特　徴
実地考查	取引参加者の本店・支店の中から数店舗を選択し、当該店舗に臨んで行う考查です。ほとんどの考查はこの方法で行います。
書類考查	考查事項やその他の状況により、取引参加者から提出された各種資料で足りると判断される場合に、臨店は行わず、提出資料により行う考查です。

■ 考査のフロー



詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.jpx.co.jp/regulation/maintaining/outline/index.html>

2 考査の実施状況

2023年度においては、「不公正取引の防止に係る売買管理態勢の整備状況」、「システムリスク管理態勢の整備状況」、「高速取引行為等に係る管理態勢の整備状況」、「商品先物取引等に係る管理態勢の整備状況」を重点考査項目として、取引参加者22社（一般考査：21社、特別考査：1社）に対して考査を実施しました。

各考査における臨店期間や考査員数は、取引参加者の業態や取引状況により異なりますが、東京証券取引所及び大阪取引所の取引参加者への一般考査の平均臨店日数は10.3日、1社当たり平均考査員数は7.0人となりました。

なお、2023年度の考査においては、対面でのコミュニケーションの重要性に鑑み、実地考査を原則とし、必要に応じてWeb会議ツール等を一部活用して実施しました。

考査の種類	2021年度	2022年度	2023年度
一般考査	23	22	21
うち合同検査	21	21	19
うち共同考査	8	4	8
フォローアップ考査	0	0	0
特別考査	0	0	1
合　計	23	22	22

(社)

3 考査結果の状況

当法人は、取引参加者の考査の結果、法令諸規則に違反する行為等が認められた場合には、取引参加者に対して注意の喚起・要請等の措置を行うほか、取引所による処分・勧告の内容の決定を行い、業務の改善を求めていきます。

2023年度においては、「不公正取引の防止に係る売買管理態勢の整備状況」に関して、売買審査対象取引の抽出不備により売買審査を適切に実施していない状況、顧客への注意喚起等の措置を適切に実施していない状況等が認められました。また、「システムリスク管理態勢の整備状況」に関しては、サイバーセキュリティに係るリスク評価やシステム障害管理が不十分な状況等が認められました。

a 不備指摘件数

不備事項	事案数	
		うち処分、注意の喚起、勧告又は要請
1. システムリスクに関する管理不備	13 (9)	4 (1)
2. 不公正取引防止に関する管理不備	7 (5)	4 (2)
3. 誤発注防止に関する管理不備	4 (8)	2 (1)
4. 法人関係情報に関する管理不備	3 (2)	1 (0)
5. 約定訂正に関する不備	2 (0)	0 (0)
6. 社内検査・内部監査に関する不備	1 (2)	1 (2)
7. 売買等規制措置に関する不備	1 (1)	1 (1)
8. 帳簿書類に関する不備	1 (1)	1 (0)
9. ダークプール取引に関する不備	1 (0)	1 (0)
10. 取引所等への報告事項に関する不備	1 (0)	1 (0)
11. 空売りに関する管理不備	1 (3)	0 (0)
12. 差金決済取引に関する不備	1 (0)	0 (0)
13. 信用取引に関する不備	0 (4)	0 (1)
14. 先物・オプション取引の証拠金に関する不備	0 (1)	0 (0)
15. その他	1 (2)	1 (2)
合 計	37 (38)	17 (10)

(注) () 内の数字は、前年度の事案数

b 考査の結果に基づく処分及び注意喚起等の状況

2023年度においては、取引参加者22社に対して考査を行い、うち8社に対して注意の喚起又は要請を行いました。注意の喚起においては、取引参加者の社内で発生した、売買審査用システムへのデータ連携障害に関して、「担当理事による注意」を実施しました。

内 容	事案数	社数
処 分	0	0
勧 告	0	0
注意の喚起	9	6
担当理事による注意	1	1
考査部長による注意	2	1
担当考査員による注意	6	4
要 請	8	6
合 計	17	8

(注) 社数の合計は、複数の措置を受けた取引参加者があるため、計算上の合計とは一致しない。

2023年度の不備事項別の注意喚起等の状況は以下のとおりです。

不備事項	処分	注意の喚起			勧告	要請	(事案) 改善報告書
		担当理事	考査部長	担当考査員			
1. システムリスクに関する管理不備						4	
2. 不公正取引防止に関する管理不備		1		2		1	2
3. 誤発注防止に関する管理不備			1	1			1
4. ダークプール取引に関する不備			1				1
5. 帳簿書類に関する不備				1			
6. 売買等規制措置に関する不備				1			
7. 取引所等への報告事項に関する不備				1			
8. 法人関係情報に関する管理不備						1	
9. 社内検査・内部監査に関する不備						1	
10. その他						1	1
合 計		1	2	6		8	5

(注)「改善報告書」は、改善措置等について文書による報告を求めたもの

4 処分の実施状況

当法人は、取引参加者に法令諸規則に違反する行為が認められた場合等で必要があると認めるときは、当法人の諮問委員会である規律委員会に諮問のうえ、東京証券取引所又は大阪取引所による処分（過怠金、戒告、売買等の停止若しくは制限又は取引資格の取消し）の内容の決定を行います。

2023年度においては、処分の内容は以下のとおりです。

○考査に基づく処分

2023年度においては、考査の結果に基づく処分はありませんでした。

○行政処分等に基づく処分

取引参加者名	法令違反等の概要	処分の内容	処分の端緒
ちばぎん証券	①適合性原則に抵触する勧誘が長期的・継続的に発生している状況 ②適合性原則を遵守するための態勢が不十分な状況	東京証券取引所 戒告 大阪取引所 戒告 (2023年9月28日)	金融庁による行政処分 2023年6月23日
三木証券	①適合性原則に抵触する勧誘が行われている状況 ②適合性原則を遵守するための態勢が不十分な状況	東京証券取引所 戒告 大阪取引所 戒告 (2023年11月30日)	金融庁による行政処分 2023年10月6日
SBI証券	取引所金融商品市場における上場金融商品の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品に係る買付けの受託等をする行為	東京証券取引所 過怠金1億円 大阪取引所 戒告 (2024年3月15日)	金融庁による行政処分 2024年1月12日

※いずれの事案も、処分にあわせて業務改善報告書の提出を請求

5 取引資格取得及び取引参加者の合併等に関する審査

当法人では、東京証券取引所及び大阪取引所へ取引資格取得の申請を行った金融商品取引業者等に対する取引資格の取得の承認に関する審査を行っています。

また、取引参加者による一定規模以上の合併等の組織再編行為の承認に関する審査を行っています。2023年度において、取引資格取得及び取引参加者による合併等の組織再編行為はありませんでした（効力発生日ベース）。

6 モニタリング実施状況

モニタリングでは、ビジネスモデル及び内部管理態勢の変化等に関する定期ヒアリングのほか、取引参加者からの届出・報告、取引所グループ内での情報連携、各種報道等を踏まえ、機動的にヒアリング等を実施しています。また、市場環境の変化や制度改正等を受け、特定の項目やテーマにターゲットを絞って行う横断的な実態調査のほか、取引参加者の内部管理態勢に係る懸念点等の確認についてもモニタリングの手法を活用しています。モニタリングの過程で把握した、取引参加者の管理態勢向上に資するベストプラクティス等については、必要に応じて他の取引参加者に対しても共有しています。

7 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、取引参加者の法令遵守に関し、私どもの活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

区分	件 数	(件) 前年度比
取引参加者に係る情報提供	1	▲1
その他	0	±0
合 計	1	▲1

8 考査員の考査スキル向上に向けた取組み

当法人では、より深度ある実効的な考査を実施する観点から、考査員の考査スキルの向上のための取組みを実施しています。2023年度においては、全考査員を対象に考査の高度化に関する研修や、証券会社のビジネス動向や業界内でのAIの活用事例の研修を実施したほか、考査員の公認内部監査人（CIA）及び公認情報システム監査人（CISA）等の資格取得を積極的に推進しています。

9 取引参加者へのサポート活動強化に向けた取組み

当法人では、考査において措置には至らなかった場合でも、将来的に不備指摘等につながるおそれのある内部管理態勢等が認められた場合には、問題意識の共有を行い、内部管理態勢の更なる充実が望まれる事項について助言を行っています。また、専門性がより求められる「売買管理」・「システムリスク」・「HFT・アルゴリズム取引」・「リスク管理」の4分野について、取引参加者におけるリスク要因を分析し、考査の高度化を図ることにより、より充実した取引参加者へのサポート活動につなげています。

4 売買審査

1 売買審査業務の概要

当法人では、現物市場・デリバティブ市場において公正性・信頼性確保のため、不公正取引（インサイダー取引、相場操縦等）が行われていないか日々チェックしており、これらの活動を「売買審査」と呼んでいます。

当法人は以下の流れで売買審査を実施しています。

a 《ステップ1》調査銘柄の抽出

株価や売買高等の動向に対して不自然と思われる取引をシステムにより抽出するほか、取引所マーケット部門や外部からの情報提供をもとに、調査する銘柄を抽出します。

また、法令上の重要事実が公表された銘柄で、開示前後の株価の動向が不自然な銘柄を調査銘柄に抽出します。

b 《ステップ2》調査・審査

取引参加者に対しては委託者の売買データ、上場会社に対しては重要事実の公表に至る経緯等に関する報告書等の提出を依頼します。これらの情報をもとに、インサイダー取引審査の場合は会社関係者等の取引の有無や重要事実の公表から見て、タイミングの良い売買がされていないかどうかの調査を行い、相場操縦審査の場合には発注・約定形態の分析を行います。

こうした調査の結果、より詳細な分析が必要な事案については審査銘柄として抽出します。その後、取引参加者に対して更に照会を行うなどしたうえで、これらの情報を総合的に分析し、不公正取引又はそのおそれのある取引がないか判断を行っています。

c 《ステップ3》処理

審査を実施した場合、すべての事案について、その結果を証券取引等監視委員会に報告しています。こうした連携により、当法人は証券取引等監視委員会における市場監視活動をサポートしています。

また、審査の結果、インサイダー取引未然防止のための社内管理体制が不十分であると認められた場合や取引参加者に法令諸規則に対する違反行為又はそのおそれのある行為が認められた場合、あるいは上場会社に法令に対する違反行為又はそのおそれがある行為が認められた場合には、注意の喚起などを行い、改善を促します。

■ 売買審査のフロー

①調査銘柄の抽出

インサイダー取引審査

- ・法令上の重要事実が公表された上場銘柄

相場操縦審査

- ・売買審査システムによる抽出
- ・取引所マーケット部門や外部からの情報提供

②調査

- ・株価、売買高の推移状況の分析
- ・取引参加者ごとの売買シェアの偏向性の有無の調査
- ・取引参加者等へのヒアリングで売買を行った顧客情報等を照会

- ・取引参加者からの売買審査結果報告の受領

- ・上場会社に重要事実の公表に至る経緯等を照会

- ・取引参加者に売買委託者データの提出を依頼、内容を分析

③審査銘柄の抽出

- ・会社関係者等の取引の有無を調査
- ・重要事実の公表から見て、タイミングの良い取引の有無を調査

④審査

- ・取引参加者に注文の受託・執行の経緯や顧客売買等の詳細な内容等について照会・分析

⑤処理

- ・証券取引等監視委員会へ報告
- ・(必要に応じ) 取引参加者又は上場会社への注意の喚起を実施

2 売買審査の実施状況

売買審査は、問題のありそうな事案をふるいにかける「調査」のレベルと、「調査」の結果、問題がありそうだと判断された事案について、詳細な分析を行う「審査」のレベルの2つに分かれています。

調査の対象銘柄は、増資、合併、解散等、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす重要な会社情報が公表された銘柄や、価格又は売買高の変動に不自然な状況が認められる銘柄等であり、これらについて、価格・売買高の動向及び取引参加者の売買状況等を分析し、必要に応じて取引参加者等に対して事情聴取を行うなどの調査を行っています。2023年度においては、このような調査の件数は、2,880件となっています。

また、更に詳細な分析が必要と認められる銘柄については、必要に応じて取引参加者に対して注文の受託・執行の経緯や委託者の詳細な情報等について事情聴取を行うなどの審査を行っています。2023年度においては、このような審査の件数は、123件となっています。

なお、2023年度における調査・審査件数の内訳は以下のとおりです。

区分	調査件数		審査件数		
	2023年度	前年度比	2023年度	前年度比	
インサイダー取引	増 資	77	▲4	7	▲3
	減 資	16	▲3	3	+1
	自己株式取得	186	+13	2	▲6
	株式分割	57	+9	1	▲1
	配当異動	396	▲13	9	▲1
	合 併	4	+3	0	±0
	業務提携	84	+4	4	▲5
	業務遂行の過程で生じた損害	112	+52	5	+5
	主要株主の異動	3	▲1	0	±0
	決算に関する情報	634	+105	18	+7
	その他重要事実	245	+4	48	+6
	小 計	1,814	+169	97	+3
相場操縦（株価変動等）		1,010	▲32	26	+4
デリバティブ関係		56	▲134	0	±0
そ の 他		0	±0	0	±0
合 計		2,880	+3	123	+7

(注) 調査・審査の件数は、調査・審査が終了した時点でカウントしたものの件数。審査した案件については、審査件数としてカウントし、調査件数としてはカウントしていない。

3 売買審査結果の状況

a 上場会社に対する注意の喚起及び社内体制に係る再点検要請

上場会社の行為が法令諸規則に違反している又は違反のおそれがあると認められる場合や、インサイダー取引の未然防止のための社内管理体制が十分でないと認められる場合などには、社内管理体制の整備・改善を促す観点から、上場会社に対して注意喚起を行っています。更に、事案の内容から必要と判断される場合には、併せて改善措置等についての文書による報告を求めていました。2023年度においては、下表のとおり上場会社に対して2件の注意喚起を行いました。

また、当法人は、上場会社等の役職員がインサイダー取引規制に違反したとして行政庁から課徴金勧告等がなされた場合に、当該上場会社に対して社内体制に係る再点検の実施等を求めることとしております。2023年度においては、下表のとおり2件の再点検の実施等を求めました。

この他、インサイダー取引の未然防止体制の充実を促す目的で、上場会社に対して8件の売買実態の説明を行いました。

| 上場会社に対する注意喚起及び再点検要請の件数

		(件)
上場会社に対する注意喚起		2 (2)
担当理事による注意喚起		0 (0)
売買審査部長による注意喚起		0 (0)
統括課長による注意喚起		2 (2)
上場会社に対する再点検要請		2 (2)

(注) () 内の数字は、改善措置等について文書による報告を始めた件数

b 取引参加者に対する注意の喚起

売買審査の結果、取引参加者の行為が法令諸規則に違反している又は違反のおそれがあると認められる場合には、不公正取引の再発防止又は未然防止の観点から、必要に応じ、取引所規則等に基づき、取引参加者に対して処分の内容の決定や注意喚起等の措置を行っています。更に、事案の内容から必要と判断される場合には、併せて改善措置等についての文書による報告を求めていました。2023年度においては、取引参加者に対する注意喚起は認められませんでした。

この他、取引参加者の注文受託行為について直ちに問題がある、あるいは不公正取引の疑いがあるわけではないものの、特定の委託者等の発注・約定形態から、それを放置しておくと将来的に違反行為につながるおそれがあると認められる場合など不公正取引の未然防止の観点から必要と認める場合には、取引参加者に対して売買実態の説明（実態説明）を行っています。2023年度においては369件の取引に関して実態説明を行いました。

4 情報受付件数

当法人では、ホームページに「情報受付窓口」を設け、一般の皆様より、インサイダー取引や相場操縦などの不公正取引に関し、私どもの活動の参考となるような情報提供を受け付けています。

区分	件数	(件) 前年度比
インサイダー取引	44	+36
相場操縦	389	▲391
銘柄一般情報	0	±0
その他	0	±0
合計	433	▲355

5 マーケットの変化に即した売買審査体制の強化

情報処理・情報通信技術の飛躍的な発展を背景として、機関投資家を中心に投資・運用に係る技術革新が進み、金融商品市場の市場構造にも大きな変化が見られます。その最も特徴的なものがアルゴリズム取引やHFTと呼ばれる取引の出現・拡大です。

当法人では、取引量が増大し、市場環境が複雑化する中でも一般の投資者を含む幅広い投資者がJPXグループの開設する市場において安心して取引していただけるよう、アルゴリズム取引やHFTについて、より詳細に取引データを分析する環境の構築や不公正取引検知システムの新規開発等、不公正取引形態抽出の強化及びノウハウの蓄積を進めております。

また、環境の変化に即応可能な売買審査を行うことを目的として、売買審査に必要な各種データを一元化し、データを有効活用して売買審査業務を円滑かつ効率的に実施する仕組みを内包したシステムを構築する「売買審査システムグランドデザイン」プロジェクトを進めており、2024年度第1四半期から段階的にシステムを稼働する予定です。

更に、人工知能による算出結果の継続的な検証や更なる精度向上に向けた取組みを実施し、売買審査業務の一層の効率化・精緻化に役立てています。

6 海外自主規制機関等との連携強化等の取組み

当法人では、海外の自主規制機関が多数加盟する市場間監視グループ（ISG）の総会へ参加し、市場監視分野に係る最新の動向について積極的に情報交換を行っております。2023年度においても、5月にマイアミ、10月にマンハイで開催された総会へ出席し、売買審査・考査に係る情報交換及び国際的な連携強化に努めました。

また、売買審査の過程において外国の委託者を調査する場合にはISGの加盟国に対して委託者に関する情報提供を依頼するなど、日常的に情報連携を行っています。

5 上場会社・取引参加者等へのコンプライアンス支援活動等

当法人は、不公正取引の未然防止や取引参加者の健全性の維持・向上に向けて、コンプライアンス研修センター「COMLEC」を設置し、上場会社及び取引参加者等に対して積極的にコンプライアンス支援活動を行っています。

1 コンプライアンス研修センター「COMLEC」等について

当法人は、上場会社及び取引参加者のコンプライアンス支援を推進することを目的とした「COMLEC」(コムレック:Compliance Learning Center)を設立しています。COMLECでは、コンプライアンス支援活動として、各種コンプライアンスセミナーの開催、各社への研修講師派遣及びeラーニング等研修ツールの提供等を行っています。また、COMLEC以外にも、主に上場会社の代表者、コンプライアンス担当役員さらに監査役の方を対象に毎年その折々に証券市場を取り巻く環境を踏まえ、上場会社の関心の高いテーマを定め、当該分野の専門家を講師としたセミナーを開催しています。

今後も活動の幅を拡充させるとともに、より質の高いサービスを提供していきます。



2 COMLEC等の活動状況

a コンプライアンス関連セミナーの開催

COMLECでは、主に上場会社や取引参加者の役職員を対象として、金融商品取引に関するコンプライアンスセミナーを開催しています。

これらセミナーにおいては、当法人が日頃の自主規制業務を通じて得た生の事例・経験を基に、上場会社や取引参加者の実務に直結した最新のコンプライアンス関連トピックを分かりやすく解説しています。

| COMLEC主催セミナー等

開催日	内 容
2023年11月8日（東京） 2023年11月27日（大阪）	「考查実務者セミナー」（東京：72社167名参加、大阪：12社18名参加） 取引参加者のコンプライアンススタッフを対象に、内部管理態勢の一層の充実を目的に、考查部から最近の考查事例のほか、ブロックオファーやIPOその他の不公正取引リスクが高まると考えられる各種ファイナンスイベント等に係る売買審査の実施状況や、高速取引行為等に係る通信管理状況について紹介しました。また、売買審査部からも最近の売買審査事例等について紹介しました。

b コンプライアンスセミナーの開催・研修講師派遣

COMLECは、法令諸規則遵守の徹底を図る観点から、上場会社や取引参加者等からの要請に応じて、コンプライアンスに関する社内研修等の講師として当法人の社員を派遣しています。

売買審査関連の研修では、上場会社や取引参加者等のニーズに合わせてインサイダー取引や相場操縦に関する規制のほか、判例や当法人で実際に認められた売買審査事例等も交えて解説しています。

一方、考查関連の研修においては、取引参加者からの個別の要望を踏まえ、各社の役職員に対し、実際に認められた違反事例を紹介しながら、その解決策や、未然に防止するための適切な社内管理体制の構築方法について解説しています。

2023年度においては、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止していた対面での研修を再開し、オンラインの形式とあわせて、上場会社等に対して延べ169回の研修を実施しました。上場会社等の管理担当者を対象としたインサイダー取引規制セミナーについても10月以降対面形式での開催を再開し、延べ16回実施しました（同内容のセミナー動画の配信は継続）。

各種セミナーの概要等は、ホームページをご覧ください。

<https://www.jpx.co.jp/regulation/seminar/index.html>

講師派遣実績

取引参加者等	
SBIネオトレード証券 東海東京証券 山和証券	三晃証券 豊証券 リーディング証券
上場会社等	
西部技研 オリエンタル白石 ティラド フロンティア・マネジメント アルフレッサ ホールディングス デジタル・インフォメーション・テクノロジー いい生活 ネクシーズグループ エイジス 東洋経済新報社 北野建設 トライ特 JSH キャリアリンク 西松屋チェーン うるる MAYA TECHNOLOGIES 情報技術開発 オープストリームホールディングス ポーターズ 東京共同会計事務所 ベイシス 人・夢・技術グループ 国立印刷局 シンカ 日本郵船 オンライン 三菱商事 ベガコーポレーション NECキャピタルソリューション サーバーワークス QUICK 日産化学 東京楽天地 メンタルヘルステクノロジーズ 早稻田学習研究会 ACES ハンモック SOMPO Light Vortex スポーツフィールド ダスキン 伊藤忠商事 ランドネット 京阪神ビルディング ALiNKインターネット マミヤ・オーピー 東京産業 INGS 豆蔵デジタルホールディングス オムロン	日本経済広告社 エクシオグループ 三井住友トラスト・アセットマネジメント KKDAY JAPAN トランസفارデータ 東急不動産リート・マネジメント MOR E S C O 乾汽船 フェアコンサルティング いであ キャス・キャピタル シンシア監査法人 ADEKA ソラスト 西武ホールディングス VRAIN Solution 飯野海運 アイデミー ¹ CureApp 太陽誘電 SOLIZE T & Dアセットマネジメント マクセル みのり会計 兼松 ヨータイ シイエヌエス 西部ガスホールディングス 中部日本放送 キリンホールディングス 山崎製パン グローバル・リンク・マネジメント ウエルシアホールディングス 全国官報販売協同組合 南海化学 チムニー フロンティア・マネジメント 楽天銀行 電算システムホールディングス 山田コンサルティンググループ DM三井製糖ホールディングス オービーシステム 東邦瓦斯 ピクテ・ジャパン 東陽監査法人 ハッチ・ワーク 西武鉄道 ベルーナ 慶應義塾大学 カディラキャピタルマネジメント

ほか

c 刊行物の発刊、e ラーニング研修サービス

COMLECでは、金融商品取引に係る法規制の解説や事例紹介などを通じて、上場会社・証券会社等の役職員や広く一般投資者の皆様に対して、金融商品取引に関するコンプライアンス関連の知識を習得していただくために、刊行物の発刊やコンプライアンス研修サービスの提供を行っています。

また、COMLECは、上場会社や取引参加者の役職員、その他投資者等の市場利用者を対象とした証券教育活動の一環として、インターネットを利用した「e ラーニング研修サービス」を提供しています。本サービスは、スマートフォン及びタブレット等のモバイル機器での受講が可能で遠隔地や多忙な役職員などを含め役職員全員への研修として最適で利便性の高いコンプライアンス研修ツールであるとともに各企業の研修の担当者が受講者ごとの学習状況を確認することが可能なことから、実効性のある高い学習効果が期待できるとしてこれまでに多くの方にご利用いただいている。

サービスの詳細や申込方法等については、ホームページをご覧ください。

①インサイダー取引規制 e ラーニング

<https://www.jpx.co.jp/equities/listed-co/seminar/e-insider/index.html>

②取引参加者向け e ラーニング

<https://www.jpx.co.jp/regulation/preventing/activity/index.html>

講座タイトル	対象	学習時間	内容
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門① ～インサイダー取引の基礎知識～	新入社員を含む社会人全般	20分	「インサイダー取引とは何か」を学ぶためのコースです。インサイダー取引について、漠然としたイメージしかお持ちでない方にも理解いただけるよう、何が規制されるのか、なぜ規制されるのかといったところから解説しています。【2023年版】
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門② ～インサイダー取引規制の内容～	主に上場会社、証券会社等の役職員	20分	インサイダー取引規制の内容について、上場会社の役職員が持っておきたい知識をまとめたコースです。4つのキーワードを中心に、インサイダー取引規制が及ぶ範囲を説明しています。【2023年版】【英語版】
こんぶらくんの インサイダー取引規制入門③ ～間違いやすいポイントとケーススタディ～	主に上場会社、証券会社等の役職員	20分	インサイダー取引規制について一定の知識があることを前提に、会社関係者に該当する方が注意すべきポイントをまとめたコースです。具体的な事例を交えて、より実務的なポイントを解説しています。【2023年版】
実務担当者のための インサイダー取引 未然防止のポイント	主に上場会社の役員や管理部門担当者	15分	インサイダー取引未然防止のため、個人ではなく上場会社として注意すべきポイントをまとめたコースです。ケーススタディを交えて上場会社のあるべき管理体制についての考え方を解説しています。
こんぶらくんの インサイダー取引規制 ～REITに関する規制の留意点～	主に上場投資法人、証券会社等の役職員	15分	REITに関するインサイダー取引規制の内容を学習するためのコースです。REITに関する規制の内容を、株式会社と比較したときの投資法人の特殊性からくるポイントとあわせて解説しています。
こんぶらくんの 株価操作規制入門①	主に証券会社の営業担当者・新入社員等	25分	金融商品取引法による株価操作（相場操縦）規制の内容を基礎から学習するコースです。どのような行為が株価操作規制により禁止されているのかを具体的な事例を挙げて解説しています。
こんぶらくんの 株価操作規制入門②	主に証券会社の営業担当者・新入社員等	20分	金融商品取引法による株価操作（相場操縦）規制の内容を基礎から学習するコースです。入門①から引き続き、違法な株価操作に対する罰則等の解説のほか、理解を深めるためのケーススタディを多く盛り込んでいます。

d 刊行物の発刊

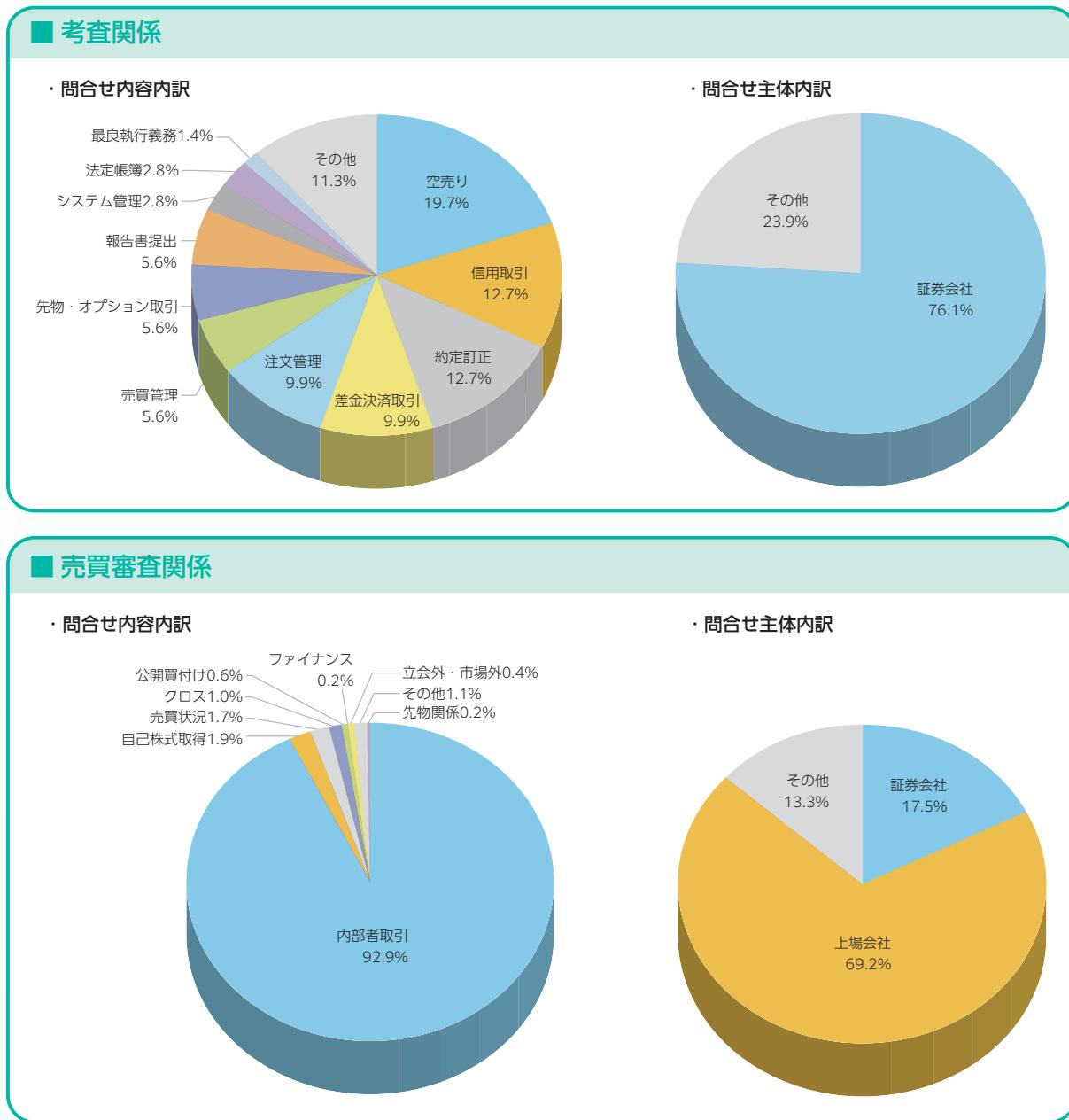
COMLECが発刊する主なコンプライアンス関連刊行物は以下のとおりです。i)については、ホームページ (<https://www.jpx.co.jp/learning/tour/books-brochures/index.html>) 等を通じて販売しています。また、ii) 及び iii) については、ホームページ (<https://www.jpx.co.jp/regulation/public/index.html>) に掲載しています。

刊行物名	概要
i) こんぱらくんのインサイダー取引規制Q&A (金融商品取引法2013年改正対応版)	インサイダー取引規制の基本的内容をQ&A方式で取りまとめたインサイダー取引規制のバイブルです。
ii) 内部者取引防止規程事例集	第2回全国上場会社インサイダー取引管理アンケートの際に東証上場会社348社の皆様から任意で提供いただいた内部者取引防止規程を分析した事例集です。
iii) 第5回全国上場会社インサイダー取引管理 アンケート調査報告書	全国の上場会社等を対象に、インサイダー取引管理及び役職員による自社株売買機会の確保のための取組状況に関するアンケート調査を実施し、御協力いただいた2,261社からの回答を分析して調査報告を取りまとめ、2024年3月各取引所のウェブサイトに公表いたしました（全国取引所共同実施）。

3 上場会社・取引参加者等からの相談受付

考查部では、取引参加者等から証券取引等に係る法令諸規則について、売買審査部では、上場会社や取引参加者等からインサイダー取引や相場操縦取引に関する規制について、それぞれ相談を受け付け、質問に回答しています。

2023年度においては、考查関連で71件、売買審査関連で526件の問合せがありました。相談受付の状況は下表のとおりです。



4 J-IRISSの登録推進活動

上場会社等の役員等の情報を登録し証券会社における内部者登録等の実効性をより確実なものとし、インサイダー取引を未然防止するシステムである「J-IRISS」（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）について、上場会社の登録促進を図るため、新規上場会社及び市場区分変更会社等への働き掛けや上場会社向けセミナー等での広報活動等を引き続き実施しており、東京証券取引所上場会社の登録率は2023年度末に89.6%に達しています。

6 銘柄一覧

1 新規上場等銘柄

新規上場

<株券> 145銘柄

(プライム市場) 8銘柄

2023. 4. 3 日本管財ホールディングス(株)※

- 4. 21 楽天銀行(株)
- 7. 3 ID&Eホールディングス(株)※
- 10. 2 ミガロホールディングス(株)※
- 10. 2 (株)京都フィナンシャルグループ※
- 10. 2 リケンNPR(株)※
- 10. 2 NISSOホールディングス(株)※
- 10. 25 (株)KOKUSAI ELECTRIC

(スタンダード市場) 23銘柄

2023. 4. 19 エキサイトホールディングス(株)

- 4. 20 南海化学(株)
- 6. 21 (株)オービーシステム
- 6. 27 (株)エリツツホールディングス
- 6. 30 (株)ジーデップ・アドバンス
- 6. 30 (株)ノバレーゼ
- 7. 26 (株)テクニスコ
- 9. 22 篠徳印刷(株)
- 9. 25 (株)ジェイ・イー・ティ
- 9. 26 (株)オートサーバー
- 9. 27 (株)オカムラ食品工業
- 10. 3 ニッポンインシュア(株)
- 10. 3 (株)西部技研
- 10. 25 全保連(株)
- 11. 16 Japan Eyewear Holdings(株)
- 12. 4 (株)アスマーツ
- 12. 15 (株)魁力屋
- 12. 20 (株)口ココ
- 12. 22 (株)早稲田学習研究会

2024. 2. 7 SOLIZE(株)

- 3. 13 名古屋電機工業(株)
- 3. 18 美濃窯業(株)
- 3. 27 コロンビア・ワークス(株)

(グロース市場) 74銘柄

2023. 4. 3 BBDイニシアティブ(株)※

- 4. 4 (株)トランザクション・メディア・ネットワークス

2023. 4. 12 (株)ispace

- 4. 18 (株)ジェノバ
- 4. 25 レオス・キャピタルワークス(株)

- 2023. 4. 26 (株)Ridge-i
- 6. 13 (株)ABEJA
- 6. 14 (株)Globee
- 6. 21 (株)シユーシー
- 6. 22 (株)リアルゲイト
- 6. 22 (株)アイデミー
- 6. 23 ARアドバンストテクノロジ(株)
- 6. 26 ブリッジコンサルティンググループ(株)
- 6. 27 クオリップス(株)
- 6. 28 ノイルイミューン・バイオテック(株)
- 6. 28 (株)プロディライト
- 6. 29 (株)W TOKYO
- 6. 30 (株)クラダシ
- 7. 4 AeroEdge(株)
- 7. 5 (株)ブリーチ
- 7. 7 (株)グリッド
- 7. 21 (株)ナレルグループ
- 7. 24 (株)トライト
- 7. 26 エコナビスタ(株)
- 7. 28 (株)クオルテック
- 7. 28 (株)GENDA
- 7. 31 (株)Laboro. AI
- 8. 9 (株)JRC
- 8. 30 (株)インバウンドプラットフォーム
- 9. 12 (株)ライズ・コンサルティング・グループ
- 9. 20 インテグラル(株)
- 9. 21 (株)揚羽
- 9. 22 ファーストアカウンティング(株)
- 9. 26 (株)ネットスターーズ
- 9. 27 (株)AVILEN
- 10. 4 (株)くすりの窓口
- 10. 4 (株)キャスター
- 10. 17 (株)ケイファーマ
- 10. 23 (株)売れるネット広告社
- 10. 24 ジャパンM&Aソリューション(株)
- 10. 26 (株)笑美面
- 10. 27 (株)ドリーム・アーツ
- 11. 8 DAIWA CYCLE(株)
- 11. 22 バリュクリエーション(株)
- 12. 6 (株)QPS研究所
- 12. 12 アウトルックコンサルティング(株)
- 12. 12 ブルーアイノベーション(株)
- 12. 15 S&J(株)
- 12. 18 (株)雨風太陽
- 12. 19 (株)エスネットワークス

2023.12.20	ナイル(株)
12.21	マーソ(株)
12.22	(株)ヒューマンテクノロジーズ
12.25	(株)ナルネットコミュニケーションズ
12.25	(株)ASNOVA
12.27	(株)yutori
2024. 2. 8	(株)Veritas In Silico
2. 22	(株)VRAIN Solution
2. 28	Cocolive(株)
2. 28	光フードサービス(株)
3. 21	(株)トライアルホールディングス
3. 21	(株)STG
3. 22	(株)ジンジブ
3. 25	イシン(株)
3. 26	(株)L is B
3. 26	(株)ソラコム
3. 26	(株)ハッチ・ワーク
3. 26	(株)JSH
3. 27	(株)シンカ
3. 27	(株)ダイブ
3. 28	(株)カウリス
3. 28	(株)情報戦略テクノロジー
3. 29	マテリアルグループ(株)
3. 29	グリーンモンスター(株)
(TOKYO PRO Market) 40銘柄	
2023. 4. 11	(株)はなホールディングス
4. 18	GTホールディングス(株)
4. 26	中山不動産(株)
4. 28	(株)勧業ホールディングス
6. 2	(株)ワ力製作所
6. 27	OOKABE GLASS(株)
6. 30	(株)カイテクノロジー
7. 12	Strawberry jams (株)
7. 14	(株)光響
8. 4	(株)日本総院
8. 10	フトン巻きのジロー(株)
9. 13	(株)大伸社
9. 21	(株)エンゼルグループ
10. 20	(株)アイビスホールディングス
10. 31	(株)レボインターナショナル
11. 10	(株)京橋アートレジデンス
11. 22	(株)ケーイーティ
11. 27	(株)マイファーム
11. 29	(株)AlbaLink
11. 30	エム・デー・ビー(株)
12. 8	WizBiz(株)
12. 13	(株)Yottavias
12. 13	(株)オフィスバスターズ
12. 19	(株)ウィル・ドゥ

2023.12.22	(株)エスピーオー
2024. 1. 11	ワンビ(株)
1. 25	(株)RAVIPA
1. 30	(株)アイヌホールディングス
2. 9	(株)CCNグループ
2. 20	(株)アプライズ
2. 26	三興商事(株)
2. 27	(株)東日本地所
3. 13	エネルギーパワー(株)
3. 19	(株)エクセリ
3. 22	(株)三葉
3. 25	(株)アップルパーク
3. 27	(株)オプティ
3. 27	GAIA(株)
3. 28	(株)ゼロジャパン
3. 29	(株)ネオホーム
(注) 銘柄名に※を付している銘柄は、テクニカル上場銘柄。	
<債券等> 0銘柄	
<ETF・ETN> 51銘柄	
2023. 4. 13	グローバルX 半導体 ETF
4. 13	グローバルX US テック・トップ20 ETF
4. 26	NEXT FUNDS ブルームバーグ・ドイツ国債 (7-10年) インデックス (為替ヘッジあり) 連動型上場投信
4. 26	NEXT FUNDS ブルームバーグ・フランス国債 (7-10年) インデックス (為替ヘッジあり) 連動型上場投信
5. 12	iFreeETF S&P500 (為替ヘッジなし)
5. 12	iFreeETF S&P500 (為替ヘッジあり)
5. 12	iFreeETF S&P500ダブルインバース
6. 8	iシェアーズ MSCI ジャパン気候変動アワードETF
6. 23	NEXT FUNDS JPX国債先物ダブルインバース指數連動型上場投信
7. 13	グローバルX Morningstar 米国中小型Moat ETF
7. 13	グローバルX スーパーディビィデンド-US ETF
7. 13	グローバルX チャイナEV&バッテリーETF
9. 7	PBR1倍割れ解消推進ETF
9. 7	政策保有解消推進ETF
9. 7	投資家経営者一心同体ETF
9. 7	NEXT FUNDS 日本成長株アクティブ上場投信
9. 7	NEXT FUNDS 日本高配当株アクティブ上場投信
9. 7	MAXIS高配当日本株アクティブ上場投信

2023. 9. 22	NZAM 上場投信 S&P500 (為替ヘッジあり)	2024. 3. 22	半導体フォーカス 日本株 (ネットリターン) ETN
9. 22	NZAM 上場投信 NASDAQ100 (為替ヘッジあり)	3. 25	SMT ETF日本好配当株アクティブ
9. 22	NZAM 上場投信 NYダウ30 (為替ヘッジあり)		<REIT・インフラファンド> 0銘柄
9. 22	NZAM 上場投信 DAX (為替ヘッジあり)		<優先株等> 1銘柄
9. 22	NZAM 上場投信 米国国債7-10年 (為替ヘッジあり)	2023. 11. 2	ソフトバンク(株)第1回社債型種類株式
9. 22	NZAM 上場投信 ドイツ国債7-10年 (為替ヘッジあり)		<TOKYO PRO-BOND Market> 10銘柄 (プログラム上場) 0銘柄
9. 22	NZAM 上場投信 フランス国債7-10年 (為替ヘッジあり)		(プログラム情報に基づく個別債券) 9銘柄
10. 5	上場 Tracers 米国債 0-2 年ラダー (為替ヘッジなし)	2023. 4. 28	Japan Finance Organization for Municipalities Series 102 U. S.\$1,000,000,000 4.125 per cent. Notes due 2028
10. 6	東証REITインバースETF	6. 2	The Metropolis of Tokyo U.S.\$500,000,000 4.625 per cent. Bonds due 2026
10. 26	グローバルX S&P500配当貴族 ETF (為替ヘッジあり)	6. 26	第73回国際協力機構債券
10. 26	グローバルX オフィス・J-REIT ETF	6. 26	第74回国際協力機構債券
10. 26	グローバルX レジデンシャル・J-REIT ETF	9. 4	Japan Finance Organization for Municipalities Series 103 U. S.\$750,000,000 5.125 per cent. Notes due 2026
10. 26	グローバルX ホテル&リテール・J-REIT ETF	9. 25	第75回国際協力機構債券
11. 28	iシェアーズ 米国債20年超 ETF	9. 25	第76回国際協力機構債券
11. 28	iシェアーズ 米国総合債券 ETF	9. 25	第77回国際協力機構債券
11. 28	iシェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF	2024. 1. 24	Japan Finance Organization for Municipalities Series 105 EUR 500,000,000 2.875 per cent. Notes due 2029 (プログラム情報に基づかない個別債券) 1銘柄
11. 28	iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF		2024. 1. 26
11. 28	iシェアーズ フランス国債7-10年 ETF (為替ヘッジあり)		CSI MTN Limited JPY14,700,000,000 1.00 per cent. Guaranteed Notes due 2027 Guaranteed by CITIC Securities International Company Limited 中信證券國際有限公司 under its U. S.\$3,000,000,000 Guaranteed Medium Term Note Programme
11. 29	SMDAM Active ETF 日本高配当株式		
2024. 1. 18	iシェアーズ 米国債0-3ヶ月 ETF		
1. 18	iシェアーズ 米国高配当株 ETF		
1. 18	iシェアーズ 米国連続増配株 ETF		
1. 18	iFreeETF 米国国債7-10年 (為替ヘッジなし)		
1. 18	iFreeETF 米国国債7-10年 (為替ヘッジあり)		
1. 24	iFreeETF JPXプライム150		
1. 31	グローバルX 超短期米国債 ETF		
1. 31	グローバルX US REIT・トップ20 ETF		
1. 31	グローバルX 米国優先証券 ETF (隔月分配型)		
2. 28	iFreeETF 米国10年国債先物インバース		
3. 18	NEXT FUNDS JPXプライム150指数連動型上場投信		
3. 22	AIセレクトメガトレンド 日本株 (ネットリターン) ETN		

上場市場区分の変更 12銘柄

<グロース市場からプライム市場>	9銘柄
2023. 6. 8	ANYCOLOR(株)
7. 28	(株)プラスアルファ・コンサルティング
8. 29	(株)M&A総研ホールディングス
9. 11	(株)FPパートナー
9. 19	(株)I-ne
10. 6	霞ヶ関キャピタル(株)
10. 6	セルソース(株)

2023.11.29 (株)ケアネット
12.14 ビジョナル(株)

<スタンダード市場からプライム市場> 3銘柄
2023. 5.17 (株)瑞光
6. 26 (株)ライフリンク カンパニー
12. 6 (株)フルヤ金属

2 上場廃止等銘柄及び措置を行った銘柄

上場廃止

- <株券> 72銘柄
 (プライム市場) 26銘柄
2023. 4. 27 日新電機(株)
 5. 2 兼松エレクトロニクス(株)
 6. 5 (株)WOW WORLD GROUP
 6. 9 岩崎電気(株)
 6. 21 日鉄物産(株)
 6. 29 日本工営(株)
 7. 27 りらいあコミュニケーションズ(株)
 8. 30 アークランドサービスホールディングス(株)
 9. 28 プロパティエージェント(株)
 9. 28 日本ピストンリング(株)
 9. 28 (株)リケン
 9. 28 日総工産(株)
 9. 28 (株)京都銀行
 10. 18 アルテリア・ネットワークス(株)
 10. 27 (株)ピーシーディポコーポレーション
 11. 1 (株)三栄建築設計
 12. 1 伊藤忠テクノソリューションズ(株)
 12. 20 (株)東芝
 12. 21 大建工業(株)
 12. 28 星光PMC(株)
2024. 1. 4 (株)ケーヨー
 2. 7 (株)システム情報
 3. 25 ジャパンベストレスキューシステム(株)
 3. 28 菱洋エレクトロ(株)
 3. 28 (株)リヨーサン
 3. 28 シミックホールディングス(株)
- (スタンダード市場) 34銘柄
 2023. 4. 27 (株)テクノアソシエ
 4. 30 アジア開発キャピタル(株)※
 5. 10 (株)カッシーナ・イクスシー
 5. 19 (株)精養軒
 5. 30 兼松サステック(株)
 5. 30 (株)長野銀行
 6. 12 イハラサイエンス(株)
 6. 19 日東化工(株)
 7. 19 日本エス・エイチ・エル(株)
 7. 28 (株)インターワークス
 8. 21 堀商事(株)
 9. 26 (株)プロッコリー
 9. 28 (株)SBI新生銀行
 10. 25 ロングライフホールディング(株)
 10. 26 (株)キヨウデン
 10. 30 東京日産コンピュータシステム(株)
 11. 27 (株)HCSホールディングス

2023. 12. 13 ロックペイント(株)
 2024. 1. 6 (株)プロルート丸光
 1. 10 八千代工業(株)
 1. 29 (株)ビジョナリーホールディングス
 1. 30 MICS化学(株)
 1. 31 (株)TAKISAWA
 2. 8 サイバーコム(株)
 2. 9 サイバネットシステム(株)
 2. 15 (株)ヴィンクス
 2. 16 富士ソフトサービスビューロ(株)
 3. 7 (株)日住サービス
 3. 11 (株)寺岡製作所
 3. 18 シダックス(株)
 3. 19 不二硝子(株)
 3. 25 (株)JTT
 3. 28 (株)新日本建物
 3. 28 (株)サンウッド

(グロース市場) 12銘柄

2023. 6. 29 インパクトホールディングス(株)
 6. 29 (株)メタップス
 8. 4 (株)ディー・ディー・エス※
 10. 27 (株)AmidAホールディングス
 12. 30 ルーデン・ホールディングス(株)※
2024. 1. 29 (株)アマナ
 1. 30 ハイアス・アンド・カンパニー(株)
 2. 8 (株)大泉製作所
 3. 19 (株)SERIOホールディングス
 3. 28 (株)タスキ
 3. 28 レオス・キャピタルワークス(株)
 3. 28 (株)SKIYAKI

(注) 銘柄名に※を付している銘柄は、実質的な審査を伴う上場廃止銘柄。

(TOKYO PRO Market)

該当なし

<有価証券オプション> 2銘柄

- 2023.12. 1 伊藤忠テクノソリューションズ(株)
 12. 20 (株)東芝

<債券等> 2銘柄

2023. 7. 12 ホクト株式会社120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
 7. 18 株式会社あらた120%コールオプション条項付第2回無担保転換社債型新株予約権付

社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

<ETF・ETN> 13銘柄

- 2023. 6. 11 JPX日経400ブル2倍上場投信(レバレッジ)
- 6. 11 JPX日経400ベア上場投信 (インバース)
- 7. 21 UBS ETF ユーロ圏大型株50 (ユーロ・ストックス50)
- 7. 21 UBS ETF 欧州株 (MSCIヨーロッパ)
- 7. 21 UBS ETF ユーロ圏株 (MSCI EMU)
- 7. 21 UBS ETF ユーロ圏小型株 (MSCI EMU小型株)
- 7. 21 UBS ETF 英国大型株100 (FTSE 100)
- 7. 21 UBS ETF MSCIアジア太平洋株(除く日本)
- 7. 21 UBS ETF スイス株 (MSCIスイス20/35)
- 7. 21 UBS ETF 英国株 (MSCI英国)
- 7. 21 UBS ETF 米国株 (MSCI米国)
- 7. 21 UBS ETF 先進国株 (MSCIワールド)
- 2024. 2. 12 國際のETF VIX短期先物指数

<REIT> 2銘柄

- 2023.10.30 ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人
- 10.30 ケネディクス商業リート投資法人

<インフラファンド>

該当なし

<TOKYO PRO-BOND Market> 10銘柄

- 2023. 4. 19 Japan Finance Organization for Municipalities Series 63 U.
S.\$1,000,000,000 3.250 per cent.
Notes due 2023
- 5. 29 The Metropolis of Tokyo U.
S.\$500,000,000 3.250 per cent.
Bonds due 2023
- 9. 22 Japan Finance Organization for Municipalities Series 66 U.
S.\$1,000,000,000 3.375 per cent.
Notes due 2023
- 10. 20 Japan Finance Organization for Municipalities Series 54 U.
S.\$1,000,000,000 2.125 per cent.
Notes due 2023
- 11. 2 UBS Group Funding (Switzerland) AG
Issue of JPY 130,000,000,000 0.719
per cent. Fixed Rate/Floating Rate
Senior Notes due 2024 Guaranteed
by UBS Group AG under the Senior
Debt Programme

2023.11. 24 JPY 2,400,000,000 0.839% Non-Preferred Senior Notes due 29 November 2023 -TOKYO PRO-BOND(2018)

12. 8 ING Groep N.V. Japanese Yen TOKYO PRO-BOND Market Listed Bonds - First Series (2018)

2024. 2. 16 ING Groep N.V. Japanese Yen TOKYO PRO-BOND Market Listed Bonds - Third Series (2019)

3. 7 Japan Finance Organization for Municipalities Series 68 U.
S.\$1,000,000,000 3.000 per cent.
Notes due 2024

3. 19 Bank of China Limited, Tokyo Branch
JPY10,000,000,000 Floating Rate
Notes due 2024 under the U.
S.\$40,000,000,000 Medium Term
Note Programme

実質的存続性の喪失

該当なし

《措置を行った銘柄》

特設注意市場銘柄の指定 3銘柄

- 2023. 7. 3 (株)アマナ
- 8. 30 (株)ビジョナリーホールディングス
- 11. 29 (株)アルデプロ

改善報告書の徴求 5銘柄

- 2023. 9. 15 (株)プロルート丸光
- 9. 22 (株)ヤマウラ
- 10. 12 ITbookホールディングス(株)
- 2024. 3. 5 (株)イメージ ワン
- 3. 29 (株)グッドスピード

公表措置 6銘柄

- 2023. 9. 15 (株)プロルート丸光
- 9. 22 (株)ヤマウラ
- 10. 12 ITbookホールディングス(株)
- 12. 20 (株)アウトソーシング
- 12. 20 THE WHY HOW DO COMPANY(株)
- 2024. 3. 5 (株)イメージ ワン

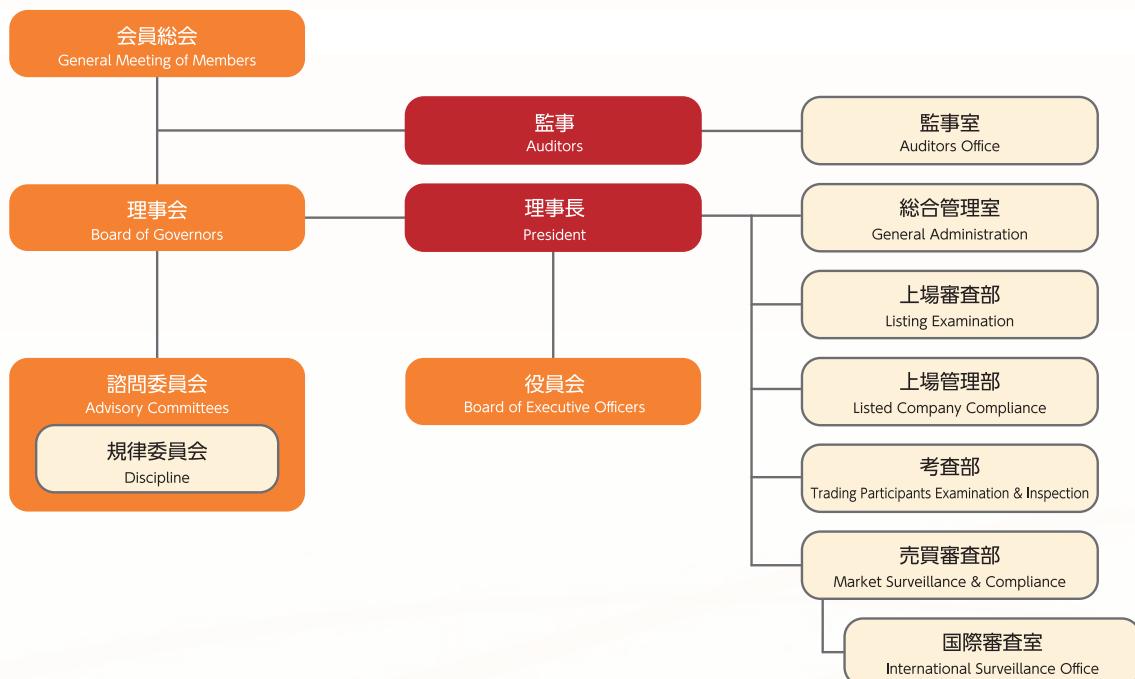
上場契約違約金の徴求 4銘柄

- 2023. 7. 3 (株)アマナ
- 8. 29 (株)三栄建築設計
- 11. 29 (株)アルデプロ
- 2024. 3. 29 (株)グッドスピード

法人概要

名 称	日本取引所自主規制法人
英 訳 名	Japan Exchange Regulation
所 在 地	〒103-8229 東京都中央区日本橋兜町2-1
代 表 番 号	03-3666-0431
代 表 者	理事長 細溝 清史
設 立	2007年10月17日 (業務開始日 2007年11月1日)
基 本 金	30億円
事 業 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・委託金融商品取引所より委託を受けた自主規制業務 ・上記に附帯する業務

組織図



沿革

2007/10/17	東京証券取引所自主規制法人の設立
2007/11/01	自主規制業務の開始 (東京証券取引所から自主規制業務を受託)
2013/01/01	日本取引所グループの発足
2013/07/16	大阪証券取引所の自主規制機能を東京証券取引所自主規制法人に統合
2014/04/01	東京証券取引所自主規制法人を日本取引所自主規制法人に名称変更

JPX 自主規制法人の年次報告 2024

編 集：日本取引所自主規制法人 総合管理室

2024年6月19日発行

発行所：日本取引所自主規制法人

〒103-8229 東京都中央区日本橋兜町2番1号

TEL：03-3666-0431（代表）

印 刷：勝美印刷株式会社

Copyright©2024 Japan Exchange Regulation. All Rights Reserved

本書の全部又は一部を無断で複写、複製、転訳載及び磁気媒体又は光記録媒体に入力することを禁じます。

使用するデータ及び表現等の欠落・誤謬等につきまして当法人はその責めを負いかねますのでご了承ください。

この資料に記載されている情報の作成には万全を期していますが、当該情報の完全性を保証するものではありません。

この資料に記載されている制度、数値は当法人が信頼できると考える情報源に基づいたものですが、当法人が正確かつ完全であることを保証するものではありません。

グラフは将来の結果を予想又は保証するものではありません。

落丁・乱丁本はお取替えします。

JPX-R Annual Report 2024

お問い合わせは

03-3666-0431

(代表)

詳しくは日本取引所グループのホームページへ

<https://www.jpx.co.jp/>

日本取引所グループ

